

移住支援金対象法人へ

登録しませんか



東京圏からの移住者が県内の法人へ就職すると、最大100万円の移住支援金が支給される制度があります。（※その他要件あり）

法人登録のメリット

- 県が運営するマッチングサイトへ無料で求人を掲載できます
- 移住支援金の対象求人であることで、求職者への大きなアピールポイントになります
- 本事業を利用して東京圏からの移住者を雇用した場合、採用活動に要した経費の一部助成を受けられる場合があります。

詳細は、厚生労働省HPの「中途採用等支援助成金（UIターンコース）」をご確認ください。

移住支援金制度とは？

直近10年のうち5年以上、東京23区内に在住もしくは通勤していた方が、**移住支援金対象法人に就職・移住した場合に最大100万円（単身60万円、世帯100万円）を移住者に支給する制度**です。

※支給にあたっては、移住者から直接市町村に申請する必要があります。

移住支援金対象法人は、**県が運営するマッチングサイトへの求人登録**が必要です。

移住支援金対象法人の要件

①官公庁等でないこと。

ただし、出資金が10億円未満の第三セクター、地方公共団体から補助を受けている第三セクターは対象法人となることができません。

②資本金10億円以上の営利を目的とする私企業ではないこと。

③みなし大企業でないこと。

④本店所在地が東京圏のうち、条件不利地域以外の地域にある法人ではないこと。

ただし、茨城県を勤務地とする勤務地限定型社員を採用する法人は対象法人となることができません。

⑤雇用保険の適用事業主であること。

⑥風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。

⑦暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。

移住支援金対象法人となるには？

(1) と (2) 双方の登録申請が必要となります。

(1) 移住支援金対象法人への登録申請

①提出書類

- ・対象法人登録申請書（様式4）
- ・マッチング支援事業に係る誓約事項（様式4別紙）
- ・法人登記事項証明書（原本6ヵ月以内）

②提出方法

郵送または持参

③提出先・問合せ先

茨城県政策企画部計画推進課
〒310-8555
水戸市笠原町978-6
TEL 029-301-2536
MAIL iju-2chiiki@pref.ibaraki.lg.jp

(※)移住支援金対象法人へ登録申請いただいた後、登録決定通知を計画推進課から発行いたします。

茨城県 移住支援金



(2) マッチングサイト※への求人掲載申請

①提出書類

- ・求人掲載申込書
- ・移住支援金対象求人入力フォーマット

②提出方法

メール

③提出先・問合せ先

茨城県産業戦略部労働政策課
雇用促進対策室
(茨城就職チャレンジナビ事業運営事務局)
TEL 029-301-3645
MAIL rousei2@pref.ibaraki.lg.jp

(※)マッチングサイトについて

令和3年4月1日より、サイトのリニューアルを行うため、サイトの運用を一時中断します。再開（日程は未定）までは、労働政策課HPにて、対象求人を公開します。

